

◎新潟県監査委員訓令第1号

新潟県監査委員事務局

新潟県監査委員事務局組織規程（平成18年3月新潟県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県代表監査委員 八木 浩 幸

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）第8条の規定に基づき、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務、職員の職等に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、新潟県監査委員条例（昭和39年新潟県条例第2号）第9条の規定に基づき、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の組織、所掌事務、職員の職等に関し、必要な事項を定めるものとする。